

第3回水道事業運営審議会
資料8

(次第4 その他)

空き家に対する上下水道料金の減免（軽減）について

空き家の上下水道料金の減免について、ご意見をいただきたい。

【市の考え方】

減免までは考えていないが、長期間水道を使用しない場合は中止を勧めている。

- ・使用中止すれば料金は発生せず、再開栓が可能。
- ・水道の中止や再開栓に係る手数料を徴収していない

(具体的な取り組み)

令和6年1月、1年間使用水量が0m³の物件344件に対して中止の案内を行い、40件使用中止の届出があった。

今後も、使用中止についての周知は継続していく。

【県内の状況】

鳥取市、米子市、県中部で空き家における基本料金の減免を行っている自治体はなし。